

船舶事故調査報告書

平成25年11月14日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 庄 司 邦 昭
委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成25年10月3日 16時30分ごろ～19時50分ごろの間）
発生場所	不明（新潟県村上市岩船港南方沖の16時30分ごろの金吉丸の位置～同港南方約600mの海岸に至る間）
事故調査の経過	平成25年10月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{きんきち} 金吉丸、0.7トン NG3-17879（漁船登録番号）、個人所有 7.20m (Lr) × 1.55m × 0.60m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW、平成14年9月10日
乗組員等に関する情報	船長 男性 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月14日 免許証交付日 平成23年10月11日 (平成29年3月26日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、刺し網を設置するため、岩船港を出港し、同港沖に向けて航行中、同港へ帰航中の漁船の船長が、平成25年10月3日16時30分ごろ、波の状態が悪いので、今日はやめておいた方がよい旨を船長に伝えたが、船長は手振りで返事を行い、岩船港沖に向けて航行を続けた。 船長の家族は、船長が時間が経っても戻らず、船長の携帯電話に連絡してもつながらないので、19時00分ごろ新潟漁業協同組合岩船港支所（以下「新潟漁協岩船港支所」という。）に船長が戻らない旨を連絡し、新潟漁協岩船港支所は、19時23分ごろ海上保安庁に118番通報をした。 海上保安庁の巡視船、巡視艇及び航空機並びに新潟漁協岩船港支所所属の漁船によって本船の捜索が行われ、海上保安庁が、19時50

	<p>分ごろ岩船港南方約600mの海岸に漂着している無人の本船を発見した。</p> <p>船長は、7日17時12分ごろ村上市寝屋沖で漂流しているところを発見され、溺死と検案された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約7～8m/s</p> <p>海象：波高 約2.5～3.0m</p>
その他の事項	<p>船長は、発見時、救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、岩船港沖に向けて航行中、船長が16時30分ごろ岩船港へ帰航中の漁船の船長と会話した後、19時50分ごろ、岩船港南方約600mの海岸において、無人の状態が発見されたことから、この間において、船長が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が岩船港沖に向けて航行中、船長が、漁船の船長と会話した後、落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人乗りの漁船の船長は、漁ろうに従事している場合、救命胴衣を着用する必要があるため、近くの漁場に向けて航行中においても、海中転落に備えて救命胴衣を着用しておくことが望ましい。